

第 5 5 回

越谷市都市計画審議会会議録

令和 8 年（2026年）2 月 1 8 日（水）
越谷市役所エントランス棟 3 階
3 ー 1 会 議 室

越谷市都市計画審議会

令和8年（2026年）2月18日

第55回 越谷市都市計画審議会議事日程

〔会長選出〕

1. 開 会
2. 会長選出
3. 会長挨拶
4. 会長職務代理者の指名

〔都市計画審議会〕

1. 開 会
2. 会議録署名委員の指名
3. 調査審議
第107号議案 越谷都市計画生産緑地地区の変更について（越谷市決定）
第108号議案 特定生産緑地の指定について
4. そ の 他
5. 閉 会

出席委員

会長	中島美三郎
3番	大岡華子
4番	金子繁雄
5番	進藤秀子
6番	中村博一
7番	大野恭子
9番	藤部徳治
10番	清田巳喜男
11番	立澤貴明
12番	松島孝夫
14番	小川裕嗣
15番	大熊誉隆
16番	戸田直隆
17番	高田哲朗
18番	山田喜之

欠席委員

2番	岸井隆幸
8番	和泉田宏幸
13番	西村淳治

幹事

総合政策部長	岩永伸
行財政部長	野口裕子
建設部長	北村真一
都市整備部長	阿部伸也

市長部局

公園緑地課長	佐藤亜実
公園緑地課調整幹	今井杉広
公園緑地課主幹	水野一博

公園緑地課主任 中山美来

事務局

都市計画課課長 戸張直樹

都市計画課副課長 平塚誠

都市計画課主査 小林悠佑

都市計画課主査 竹内亮祐

午前10時14分

◎本開会

事務局 それでは、ただいまから第55回越谷市都市計画審議会の議事へと移らせていただきます。

初めに、資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、事前にお配りさせていただきました「次第」、「委員名簿」、「越谷市都市計画審議会条例」、「越谷市都市計画審議会運営規程」「第55回越谷市都市計画審議会議案」、この5点に加えまして、本日配付させていただきました「席次表」及び「越谷の都市計画」の冊子となります。不足はございませんでしょうか。

それでは、議事を進めさせていただきます。

本日は、15名の委員の出席がございます。越谷市都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、委員の2分の1以上が出席されておりますので、本日の会議は成立しますことをご報告申し上げます。

◎議長の決定

事務局 議長は、越谷市都市計画審議会条例第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となります。

それでは、中島議長、議事の進行をお願いいたします。

◎開会宣言

議長 それでは、ただいまから第55回越谷市都市計画審議会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

議長 初めに、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、越谷市都市計画審議会運営規程第6条第2項の規定に基づき、小川委員、大熊委員をご指名しますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎第107号議案の上程

議長 それでは、これより議事に入ります。

第107号議案「越谷都市計画生産緑地地区の変更について」を議題といたします。

事務局より、第107号議案の朗読の後、公園緑地課より一括して説明をお願い申し上げます。

◎第107号議案の朗読

事務局 それでは、事務局より議案を読み上げさせていただきます。

第107号議案 越谷都市計画生産緑地地区の変更について（越谷市決定）。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、付議する。

令和8年（2026年）2月18日提出。越谷市長、福田晃。

◎第107号議案の説明

公園緑地課 それでは、第107号議案「越谷都市計画生産緑地地区の変更について」ご説明申し上げます。

生産緑地地区につきましては、市街化区域内にある農地の多面的な緑地機能を生かし、計画的に保全することによって公害や災害の防止に役立てるとともに、良好な都市環境の形成を図るものでございます。

また、生産緑地地区に指定された土地は、建築行為等の行為の制限とともに、農地として管理することが義務づけされておりますが、所有者の権利救済の観点から、指定されてから30年を経過した場合のほか、主たる農業従事者の死亡や身体の故障により、農業に従事することが不可能となった場合は、市に対して時価で生産緑地を買い取るよう申出ができる制度となっております。近年の傾向といたしましては、相続等により、このような申出が発生しているような状況でございます。

これまでの本市における生産緑地地区の状況といたしましては、平成4年12月7日に当初の都市計画決定を行い、その後、道路整備などの公共施設の設置や主たる農業従事者の死亡、また土地区画整理事業の進捗、さらに市街化区域への編入による追加指定などの理由により、計35回の都市計画の変更を行っており、現在の地区数は118地区、面積約21.43ヘクタールでございます。

今回の変更内容でございますが、恐れ入りますが、お手元の議案書2ページをご覧ください。本議案は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除による地区の廃止を行うものであり、変更内容として、第179号及び第206号の2件につきまして地区の一部を変更するものでございます。

議案書の3ページにつきましては変更地区の新旧対照表、4ページにつきましては変更概要書を添付しておりますので、ご参照願います。

詳細につきましては、議案書5ページから6ページの計画図を用いてご説明させてい

たきます。恐れ入りますが、議案書5ページをご覧ください。まず1件目は、市内大字大道地内の第179号生産緑地地区でございますが、左上に詳細を示してあります。農業の主たる従事者の死亡により、買取りの申出がありましたので、関係機関に買取りの希望の照会をいたしました。公共用地等として利用の予定がなかったこととともに、農業委員会へのあっせんについても行いましたが、こちらも不調でございましたので、申出の日から3か月を経過したことから、約0.27ヘクタールの生産緑地であったもの、生産緑地法第14条の規定に基づき、行為制限が解除されたため、黄色でお示しした面積約0.23ヘクタールを削除し、赤線の区域、面積約0.04ヘクタールへ変更するものでございます。

次に、6ページをご覧ください。107号議案の2件目でございます。左下に詳細図を示してございますが、こちらはレイクタウン五丁目地内の第206号生産緑地地区につきましても、農業の主たる従事者の死亡により、買取りの申出を受け、同様の手続を経て、行為制限が解除されたため、黄色でお示ししました面積約0.08ヘクタールを削除し、赤線の区域、面積約0.21ヘクタールへ変更するものでございます。

今回の変更案を可決いただきますと、本市における生産緑地地区の状況といたしましては、地区数は118地区で変更ございませんが、面積が約0.31ヘクタール減少し、合計約21.12ヘクタールになります。

なお、本変更案の縦覧につきましては、令和8年1月7日から1月21日まで実施いたしました。意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

◎第107号議案に対する質疑

議長 それでは、ただいま説明のありました第107号議案の審議、採決を行います。

質疑や意見はございませんか。

〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員 質問なのですけれども、これは市で買い取るということになるのですか。

議長 それでは、担当課からお答えをお願いいたします。

公園緑地課 市で買取りの予定があれば、申出があった時点で庁内に照会をして、買いたいという希望が出せるのですが、残念ながら今回そのような予定はございませんでしたので、買取りとはなりません。

以上でございます。

〇〇委員 では、今の所有者の方が指定解除された上で、この土地を自由に使うと、そういうことでよろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかに質問はございませんでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員 ご説明ありがとうございます。生産緑地というのは、市街化区域内での営農を継続して、農地と都市景観とか、防災面とか、先ほどご説明のあったいろいろな効果が発揮されると思うのですが、今回、越谷市は、死亡による申出によって動いているのですけれども、指定するときや指定解除のときに、どういう形で確認されて、生産緑地を指定したり、生産緑地を変更したりするという、申出以外の方法というのはあるのでしょうか。なぜならば、営農をしていないと、その生産緑地がすごく荒廃地になってしまったり、荒れ地になっていて、本来の生産緑地の目的を達成しないことになるので、適宜確認していくとか、今、百幾つ生産緑地があるわけですけれども、どういう形で確認されているのかというのをお聞きしたいと思います。

議長 それでは、担当課からお答えをお願いいたします。

公園緑地課 それでは、お答えいたします。

生産緑地地区に指定するための基準は法律で決まっております、まず点在しているものではなくて、後に生活環境の機能と、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること、一団の土地になっていること、面積も300平方メートル以上あること、それから、その土地が、越谷市ですと主に農業ですけれども、農林漁業の継続が可能であることが大前提でございます、そういった土地について生産緑地の指定ができることになっております。

その生産緑地の現状なのですけれども、大体3年から5年程度の間には1度、看板等も設置していただいておりますので、そちらの点検について私たちが現地を見回りさせていただいております。周りの市街地化の進み具合と、もともとその生産緑地で農業をやっておられた方から、例えば土砂が道のほうに流れてしまっているよとか、そんなお話を時々いただきますので、その場合は直接農業関係の部署と相談したり、地権者様のところにお話しに行ったりして良好な環境が保てるような点検をさせていただいております。

以上でございます。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 ほかに質問はございませんでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員 すみません。ちょっとお伺いしたいのですけれども、先ほど死亡によって解除す

るというお話があったのですが、残っている部分ありますよね。例えば179号だと0.04、206号だと0.21残っている部分は誰が持っているものなのですか。新たに持ち主が変わって、また生産緑地地区として認定していくという意味なのですか。

議長 それでは、担当課からお答えをお願いいたします。

公園緑地課 それでは、お答えいたします。

ご指摘のとおり、これを見られた方、少し不思議だなと思われるかもしれませんが、実は西大袋の大道の土地につきましては、もともと地権者さんが2名いらっしゃいまして、1名の方が亡くなられたので、残り1つが残っている形で、レイクタウンのほうは4名の方でお持ちで、そのうち1名の方が残念ながら亡くなられて農業ができないというところで、残りの3名の方の分の生産緑地が残っております。

以上でございます。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 ほかに質問はございませんでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員 ありがとうございます。206号のほうの生産緑地の件について1点質問させていただきます。

今のご説明だと4名の方がいて1名の方が亡くなってという、多分この廃止された部分が、その方がお持ちだった筆ということで分かれていたのですかね。その辺分らないですけども、要は先ほどもありましたとおり、農地、やはり一団になっているほうが好ましいということは間違いないことだと思うので、この区画の中で、ここだけ穴が空いてしまうよりは、例えば所有権を交換して、農地は農地で固めておくほうが農地としては好ましいと思うのですけれども、こういう形になった経緯と理由について教えていただければと思います。

議長 それでは、担当課からお答えをお願いいたします。

公園緑地課 それでは、お答えいたします。

残念ながら、個人所有の土地でございますので、そこまで市が介入することはできないため、申出に沿っての手續になってしまいます。どうしても、事前にその方から、そうしたほうがいいのかというご相談があれば、提案はできるかもしれませんが、今回正式にこの部分を解除してくださいという申出を受けての手續になりますので、残念ながらこのような形になってしまいました。

以上でございます。

議長 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」との声あり〕

議長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

◎第107号議案に対する採決

議長 続いて、採決を行います。

第107号議案「越谷都市計画生産緑地地区の変更について」を原案のとおり決することに賛成される委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長 ありがとうございます。挙手は全員です。

よって、第107号議案は原案のとおり可決されました。

◎第108号議案の上程

議長 それでは、次の議事に入ります。

第108号議案「特定生産緑地の指定について」を議題といたします。

事務局より、第108号議案の朗読の後、公園緑地課より一括して説明をお願い申し上げます。

◎第108号議案の朗読

事務局 それでは、事務局より議案を読み上げさせていただきます。

第108号議案 特定生産緑地の指定について。

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第3項の規定により、意見を求める。

令和8年（2026年）2月18日提出。越谷市長、福田晃。

◎第108号議案の説明

公園緑地課 それでは、第108号議案「特定生産緑地の指定について」ご説明申し上げます。

生産緑地地区につきましては、市街化区域内にある農地の多面的な緑地機能を生かし、計画的に保全することによって、公害や災害の防止に役立てるとともに、良好な都市環境の形成を図るものでございます。

また、その土地は農地として管理することが義務づけられておりますが、生産緑地に指定されてから30年を経過した場合のほか、主たる農業従事者の死亡や身体の故障により、農業に従事することが不可能となった場合は、市に対して生産緑地を買い取るよう申出ができる制度となっております。

このような中、平成29年の法改正により、指定から30年を迎える生産緑地のうち、30年が経過した以降においても保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で、特に有効であると認められるものについて、買取り申出ができるまでの期間を10年延長する「特定生産緑地制度」が創設され、平成30年4月1日より施行されております。特定生産緑地に指定することで、行為制限が延長されるとともに、これまでと同様の税制措置を維持し、都市農地の継続的な保全を担保することになります。

当市におきましても、当初の生産緑地、都市計画決定が平成4年12月7日であったことから、当初に指定したものに対し、30年が経過する令和4年12月に初めて特定生産緑地に指定いたしました。当時は、対象地に対し、約92%の14.59ヘクタールが特定生産緑地に移行いたしました。

今回につきましては、第3回変更により、平成8年5月10日に指定した西大袋土地地区画整理事業地区及び越谷レイクタウン土地地区画整理事業地区内の生産緑地が令和8年5月10日で30年が経過することに伴い、対象となる農地等利害関係人の同意を得て、特定生産緑地の指定を行うものでございます。

なお、本議案の特定生産緑地の指定につきましては、都市計画法に基づく都市計画の決定手続ではございませんが、生産緑地法第10条の2の規定において、「都市計画審議会の意見を聴かなければならない」とされておりますので、本審議会で委員の皆様からの意見聴取をさせていただくものでございます。

今回対象となる特定生産緑地の指定手続のこれまでの経緯といたしましては、西大袋土地地区画整理事業地区及び越谷レイクタウン土地地区画整理事業地区内の生産緑地地区の所有者に対し、令和7年3月に特定生産緑地制度等についての説明会を行うとともに、30年を迎える対象地区において、特定生産緑地指定の希望の有無や農地等利害関係人の同意確認について調査を行い、今回の審議会の意見聴取に至っております。

今後は、本審議会終了後、現在の生産緑地の期限である令和8年5月までに指定の公示を行い、公示終了後、農地等利害関係人へ特定生産緑地の指定が完了した旨の通知を行ってまいります。

現在、本市の生産緑地地区の総数は118地区であり、面積は21.43ヘクタールでございますが、そのうち、このたび30年経過する地区につきましては、29地区、面積4.67ヘクタールで、全体の約22%でございます。

また、指定の意向確認の結果、今回指定生産緑地に指定するものは、地区の一部の指定を含め、24地区、面積3.69ヘクタールであり、対象地の約79%でございます。

続いて、今回の指定内容でございますが、恐れ入りますが、お手元の議案書の8ペー

ジをご覧ください。今回、特定生産緑地に指定する24地区の一覧でございます。位置、地区番号、面積を記入しており、備考欄の「一部」と記載しているものは、その地区の一部を指定しているものでございます。また、図面番号の欄は、後ろに添付してございます指定図の図面番号を記載しております。

それでは、特定生産緑地の指定をする各地区につきまして、9ページから16ページの指定図により順に説明させていただきます。

恐れ入りますが、9ページをお開きください。9ページは、指定箇所の全体図でございます。向かって左側、西大袋土地地区画整理事業地区内で17地区、右側、越谷レイクタウン土地地区画整理事業地内で7地区、合計24地区の生産緑地地区を特定生産緑地に指定いたします。緑の網かけ部が特定生産緑地に指定する地区でございます。

次に、10ページをお開きください。緑の網かけ部が特定生産緑地に指定する地区で、赤枠が今回の指定対象外または指定しない地区でございます。こちらは西大袋土地地区画整理事業地区内の生産緑地地区でございます。168号、170号、181号、182号、183号、185-1号、185-2号、187号、188-1号生産緑地地区を特定生産緑地に指定いたします。

続きまして、議案書の11ページをお開きください。こちらも緑の網かけ部が特定生産緑地に指定する地区、青枠が令和4年12月に既に特定生産緑地に指定済みの地区、赤枠は今回指定対象外または指定しない地区でございます。図面左下でございます192号、196号生産緑地地区を特定生産緑地に指定いたします。

続きまして、12ページをお開きください。こちらでは、図面右上でございます174号、178号、179号、173号の4地区を特定生産緑地に指定いたします。

続きまして、13ページをお開きください。こちらでは、図面左上でございます189号、190号の2地区を特定生産緑地に指定いたします。

続きまして、14ページをお開きください。こちらでは、越谷レイクタウン土地地区画整理事業地内の生産緑地地区でございます。図面下でございます198-1号、198-2号、205号生産緑地地区の3地区を特定生産緑地に指定いたします。

続きまして、議案書15ページをお開きください。こちらでは、208号、213-1号、213-2号生産緑地地区を特定生産緑地へ指定いたします。

続きまして、議案書の16ページをお開きください。図面左下でございます206号生産緑地地区の1地区を指定いたします。

指定内容のご説明につきましては以上になりますが、今回の指定で特定生産緑地地区が合計で104地区、面積18.28ヘクタールとなるものでございます。

説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

◎第108号議案に対する質疑

議長 それでは、ただいま説明のありました第108号議案の審議、採決を行います。
質疑や意見はございませんか。

〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員 ご説明ありがとうございます。特定生産緑地というのは、要は生産緑地で30年経過したものをさらに10年延長するというように受け取ったのですけれども、大体30年経過したものは、ほぼ自動的に所有者の方にご異議がなければ、10年さらに延長するというようになっているということによろしいのでしょうか。

議長 それでは、担当課からお答えをお願いいたします。

公園緑地課 それでは、お答えいたします。

最初に指定した生産緑地は30年を経過してしまいますので、特定生産緑地に移行するためには手続が必要になってしまいます。私どものほうで、30年経過しますよというお知らせを皆さんにお伝えして、今回、たくさん移行する地区もございましたので、説明会を開催して、また説明会に出られなかった方につきましては、個別に資料をお配りして説明するなどして、今後どのような形で、生産緑地を続けるにはどうしなければならないのかということの説明した上で、地権者さんに継続をするかしないかの選択をしていただいてから、今日、審議会にかけさせていただいているところでございます。

以上です。

〇〇委員 続けてよろしいですか。先ほどの議案の中で、途中で所有者の方がお亡くなりになられたということで、中途半端な虫食いの土地になってしまったりしたところもありましたよね。そういうところは、面積も小さくなって虫食いだから、30年で市としても終了してしまうとか、そういうケースはあるのか。

それと、あともう一つ教えていただきたいのですけれども、さらに10年たったとき、再延長というのもあり得るのかどうか、教えていただけますでしょうか。

議長 それでは、担当課からお答えをお願いいたします。

公園緑地課 それでは、お答えいたします。

お亡くなりになられたり、残念ながら農業ができないということで、生産緑地を途中でやめられる方、また今回ちょうど30年が経過したので、今後どうしようかなということで、恐らく家族というか、皆さんで話し合いをされて、残念ながらもう生産緑地はやめ、農業をやめようかなという方が数名はいらっしゃって、100%特定生産緑地に移行にはな

っていないのが現状でございます。

また、最初に生産緑地として指定しましたところについては、継続しておりますので、たまたま今回、前の議案の案件が数名の方で持っていらっしやったので、虫食い状態に見えてしまうかもしれないのですけれども、一団の土地ということが条件で、300平方メートル以上ですが、虫食いとはならず、それは都市の良好な農地として保全すべきものということで私どもは考えております。

それから、10年後のお話なのですけれども、10年後もまた継続できますので、農業を続けられる方は、10年後に同じような手続を取っていただくことになります。

以上でございます。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 ほかに質問はございませんでしょうか。

〇〇委員さん、どうぞ。

〇〇委員 説明ありがとうございます。例えば10ページで、今回指定する特定生産緑地の新規指定地区と生産緑地地区、赤で囲ってあるところと2つあるわけなのですけれども、これは単純に赤の生産緑地地区は、まだ30年経過していない、する見込みがないというところなのでしょうか。どちらも生産緑地であることはあるのですけれども、この違いがよく分からなかったのですけれども。

議長 それでは、担当課からお答えをお願いいたします。

公園緑地課 それでは、お答えいたします。

指定図のほうの方が分かりにくくて申し訳なかったのですが、赤は、今回特定生産緑地にしないので、希望されないというところで、生産緑地として残るところは、この緑のハッチがかかっているところでございます。

以上でございます。

〇〇委員 分かりました。特定生産緑地というのは、30年経過しても、長期的に生産緑地として、都市計画上、都市景観とか緑地の空間とか、農地としての都市計画上の意味がある土地にしていくということが本来の目的だと思うのですけれども、今の農業者というのは高齢化していて、跡継ぎとか、だんだん難しくなっていくと思うのですけれども、越谷市の生産緑地、市街化の生産緑地はそんなに規模は大きくはないとは思いますが、どういう形態で農業をやられている方が多いのか。例えば農業生産法人に委託してしまっているとか、共同で家庭菜園とか、これすばらしいことだと思うのですけれども、どういう形態で生産緑地を維持されているのが多いケースなのでしょうか。特にこの特定生産緑地に今回指定するところは、長期的な維持管理が重要だと思うのですが。

議長 それでは、担当課からお答えをお願いいたします。

公園緑地課 それでは、お答えいたします。

今回、特定生産緑地に移行するところは、区画整理地内で、地目はもしかすると田んぼで残っているかもしれないのですけれども、現況はほぼ全て畑でございます。田んぼについては担い手さんに頼んでやられるところが多いかなと思うのですけれども、畑については、大体そのご家族の方であったり、貸し農園であったり、そのような形で自己用として使われている方ともいらっしゃいます。聞き取りはしていないので、実際にやられている方が、もしかしたらいらっしゃるかもしれないのですけれども、地権者さんが全部ではなくても一部はやられているという条件が必要なので、そのように私どもは把握しております。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

ほかに質問はございませんでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員 ありがとうございます。30年前、宅地並み課税ということで、かなりマスコミのバッシングも激しかったところから、法律が施行され、10年ほどたって、それをムーブメントであるとか、地産地消という言葉がはやってきて、どうやら都市農業に関する見方が変わったということになって、法律も変わり、要件が300平方メートル以上になり、レストランもできるようになり、そして今に至っているわけですけれども、私が、意見というのは特にはないのですけれども、気になっていることがあります。第1回目の指定の際の移行が92%、今回の移行が79%と、1割ぐらいいは30年後にみんなやめられるのではないかという報道もあったのですけれども、越谷は92%で、当時私質問させていただいたと思うのですけれども、良かったかなというふうに思ったのですが、この79%というのは、やはり近年の首都圏の土地価格の高騰であるとか、そういうことが関わっているのかなとも思うのですが、皆さん恐らく予想されていたと思うのですけれども、それに比べてもちょっと多いような感じなのか、それとも全体としては予想どおりなのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

議長 それでは、担当課からお答えをお願いします。

公園緑地課 それでは、お答えいたします。

予想でございますが、生産緑地は、私たち公園緑地課としては、貴重な都市の緑地として1%でも多く残ってほしいところではございますけれども、1割、2割は仕方がないのかなと思います。今回また特に、区画整理が進んでおります西大袋地区であったり、

あとはレイクタウンの地区内でございますので、こちらが逆に8割残ったというのはいいことなのかなとも感じております。

また、全体のことをお話しさせていただきますと、市内の市街化区域内の農地は、81.46ヘクタール、市街化区域内の3%しかないのですけれども、そのうち生産緑地で指定していただいているのが21.12ヘクタールで、まだまだ生産緑地として指定していない農地も残っているんですね。生産緑地の受付というのは随時、手続的には年に1回なのですが、ホームページ等で募集しておりますので、今後も指定されたいと私どもは思っております。

以上です。

〇〇委員 よく分かりました。どうもありがとうございます。

議長 ほかに質問はございませんでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員 すみません。質問というよりは、ちょっとお願いなのですが、今回の資料だと、現況がどうなっているか全く分からなくて、例えば何に使われているかというのを確認されているというお話だったので、次回とかはぜひ写真をつけて資料にしていだけるとありがたいと思います。よろしくお願ひします。

議長 よろしいでしょうか。

公園緑地課 申し訳ございませんでした。次回は参考資料として現況の写真をおつけいたします。

議長 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」との声あり〕

議長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

◎第108号議案に対する採決

議長 採決を行います。

第108号議案「特定生産緑地の指定について」、当審議会としては意見なしとして、賛成することよろしいか、委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長 ありがとうございます。挙手は全員でございます。

よって、第108号議案は原案のとおり賛成されました。

◎その他

議長 本日の議題は以上で終了でございますが、次第4、その他について事務局から何かありましたら報告をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局よりご連絡です。

次回の審議会につきましては、まだ案件等が未定でございますので、次年度以降、開催日が決定いたしましたら、ご連絡させていただきます。

また、次年度は委員の皆様の改選の時期となりますので、その時期が近づきましたら改めてご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局からは以上でございます。

◎閉会宣言

議長 以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。皆様、大変お疲れさまでございました。

本日の審議結果は速やかに市長へ通知いたします。

不慣れな議長でございましたが、皆様のご協力により、円滑に議事運営ができましたことに感謝申し上げます。

これにて議長の任を解かせていただき、進行を事務局へお返しいたします。ありがとうございました。

事務局 中島会長、ありがとうございました。

本日の会議開催結果につきましては、越谷市審議会等の設置及び運営に関する要綱第12条の規定に基づきまして、越谷市ホームページ等でご公表させていただきますので、皆様ご了承をお願いいたします。

以上をもちまして、第55回越谷市都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時00分 閉会